

鹿児島県健康づくり運動指導者協議会 会則

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 この会は、鹿児島県健康づくり運動指導者協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会は事務局を県庁健康増進課に置き、県健康増進課長を事務局長とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、県民に健康づくりのための適度な運動の定着を図り運動面からの健康づくりを推進するため、健康づくりのための運動指導者（以下「指導者」という。）の資質の維持・向上を図るとともに指導者相互の交流と情報交換に努め、もって県民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 健康づくり運動に関する資料の収集及び提供
- (2) 健康づくり運動に関する調査研究及び知識の普及
- (3) 健康づくり運動に関する講習会及び研修会の開催
- (4) 会員の資質向上に関する事項
- (5) 県・保健所・市町村及び民間の各関係団体と協力して、健康かごしま21を推進する。
- (6) その他目的を達するために必要な事項

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 健康運動指導士、健康運動実践指導者の資格を有し、鹿児島県内に在住し又は勤務する者で、本会の目的に賛同して入会した者。
- (2) 特別会員 前項に掲げる指導者を有する市町村又は施設及び団体で本会の目的に賛同して入会した者。

(入会)

第6条 正会員及び特別会員になろうとする者は、入会届けを提出し会長の承認を得る。

(入会金及び年会費)

第7条 正会員及び特別会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し、又は団体が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、除名することができる。

- (1) 健康運動指導士、健康運動実践指導者の資格を取り消されたとき。
- (2) 本会の名誉を棄損し、若しくは本会の目的に反する行為を行ったとき。

(3) 会員としての義務を怠ったとき。

第3章 組織及び役員

(部会及び支部の設置)

第10条 本会の事業を適正に運営するため、議会の議決を経て、次の部会及び支部を置く。

- (1) 健康運動指導士部会
- (2) 健康運動実践指導者部会
- (3) 5ブロックの地域別に支部を置く。

支部は、鹿児島・大島支部、南薩・種子屋久支部、川薩支部、始良支部、大隅支部とする。

(部会及び支部の業務)

第11条 部会は、本会の事業の実施に当たり、職能的専門知識の効果的な発揚を図るため、必要な業務を行い、各支部は地域に応じた健康づくりの検討と研修に必要な業務を行う。

(役員を選任)

第12条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長は、支部長及び職域代表の中から互選する。
- (2) 副会長は、会員の中から会長が選任する。
- (3) 支部長は、各支部会員の中から互選する。
- (4) 職域代表は、県施設、市町村施設、民間施設とし各職域会員から代表を互選する。
- (5) 監事、書記会計は正会員の中から会長が選任する。

(役員の種類及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 支部長各支部1名
- (4) 職域代表各職域若干名
- (5) 監事2名
- (6) 書記会計1名

(役員職務)

第14条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、業務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- (3) 支部長は、各支部を代表するものとする。
- (4) 職域代表は、各職域を代表するものとする。
- (5) 監事は、予算決算に関する状況を監査する。
- (6) 書記会計は、会務事務全般を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年としその年の総会までとする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任を妨げない。

第4章 会議

(職別)

第16条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

2 役員会は会長、副会長、支部長及び職域代表をもって構成する。

(開催)

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。役員会が必要と認めた時は別に開催できる。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集することができる。

(議長)

第19条 総会の議長は、その総会において正会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第20条 会議は、総会において会員の、役員会においては役員（監事、書記会計除く）の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第21条 議会の議事は、出席正会員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 役員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は役員（監事、書記会計除く）は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

第5章 事業計画など

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第24条 本会の事業計画及び予算は、役員会で作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業及び決算報告)

第25条 本会の事業報告、決算報告は、監事の監査を経て、その年度終了後4か月以内に総会の承認を得なければならない。

第6章 会費等

(経費)

第26条 この会の経費は会費、負担金、及びその他の雑収入をもってあてる。

(会計年度)

第27条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

この規約は平成7年10月27日から実施する。

(附則)

この規約は平成13年6月15日から実施する。

(会則変更)

会則一部変更 平成19年6月21日。

(附則)

この規約は平成19年6月21日から実施する。

(会則変更)

会則一部変更 平成24年7月29日。

(附則)

この規約は平成24年7月29日から実施する。

(会則変更)

会則一部変更 令和3年8月16日。

(附則)

この規則は、令和3年8月16日から実施する。